

---

、仕事と家庭を両立させることができる、より働きやすい職場環境

12月1日～平成23年11月30日まで2年間

12月1日～平成26年11月30日まで3年間

12月1日～平成31年11月30日まで5年間

2月1日～令和5年11月30日まで4年間

2月1日～令和10年11月30日まで5年間

父親の休暇制度の実施

の方策と実施時期

社員の周知徹底

制度の実施

働を削減するため、毎月5日「ノー残業デー」とし、実施する。

の方策と実施の検討

内容の検討

報でのPR実施

の実施